

奈良県私立学校授業料減免事業補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、解雇及び倒産による家計急変から修学の継続が困難となった児童生徒の修学の機会を確保するため、当該児童生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては奈良県補助金等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「保護者等」とは、次の(1)から(4)の全てに該当する者をいう。

- (1) 奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県内の私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条に定める通信制課程及び同法第58条に定める専攻科を除く。)に在学する児童生徒の保護者(同法第16条に定める子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人))その他児童生徒を養育し、学費を負担している者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 勤務する会社等を経営状況の悪化等のやむを得ない事情により解雇され、家計急変した者
 - ② 自ら経営する会社等が倒産し、家計急変した者
- (3) 第2(2)の家計急変が発生した年の収入見込額により算定する道府県民税・市町村民税所得割の額を合算した額(保護者が二人いるときは、その全員の道府県民税・市町村民税所得割の額を合算した額)が、257,500円未満である者
- (4) 奈良県内に住所を有する者

第3 補助事業者

補助金の交付を受けることのできる補助事業者は、奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県に私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校を設置する学校法人とする。

第4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、保護者等の第2(2)の家計急変の発生した当該年度内に学校法人が行う授業料減免事業とする。

ただし、保護者等が当該年度に係る授業料を全納した後に解雇及び倒産の事由の発生した場合は、次年度においても当該年度とみなす。

第5 補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる経費は、第1に定める授業料減免事業に係る経費とし、1人当たり150,000円

を限度とする。

第6 学校法人が行う措置

学校法人は、授業料減免事業を行おうとするときは、授業料減免を受けようとする保護者等から奈良県私立学校授業料減免申請書(第1号様式)を提出させなければならない。

第7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする学校法人は、知事が別に定める期日までに奈良県私立学校授業料減免事業補助金交付申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事あてに提出しなければならない。

- (1) 奈良県授業料減免事業補助金に係る事業計画書(第3号様式)
- (2) 次のいずれかに該当する書類
 - ① 第2(2)①に該当する場合
保護者等の雇用保険受給資格者証の写し等解雇を確認することのできる書類
 - ② 第2(2)②に該当する場合
破産手続開始決定の写し等倒産を確認することのできる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

第8 補助金の交付決定

知事は、第7の書類を受理し適当と認めるときは、各学校法人に対し、書面により補助金の交付の決定を通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。
- 3 補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人が、授業料の減免を行ったときは、保護者等から授業料減免確認書(第4号様式)を提出させなければならない。

第9 申請の取下げ

第8の規定による決定を受けた学校法人は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第10 変更の承認の申請

補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、当該決定に係る事業計画について変更の承認を受けようとするときは、奈良県私立学校授業料減免事業補助金に係る事業計画変更承認申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しその承認を受けなければならない。ただし、交付の目的を変えない軽微な変更(補助対象となる経費の30パーセント以下の増減で補助金の額が増額とならない変更)については、この限りではない。

- (1) 奈良県私立学校授業料減免事業補助金に係る事業計画書(第3号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

第11 指示及び審査

知事は、この補助金の交付を受ける学校法人に対して必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

第12 事業実績の報告

補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、補助事業が完了したときは、当該年度中に奈良県授業料減免事業補助金実績報告書(第6号様式)に奈良県私立学校授業料減免事業補助金に係る事業報告書(第7号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。

第13 額の確定及び交付

知事は、第12の規定による書類を受理した場合には、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により学校法人に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた学校法人は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県私立学校授業料減免事業補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

第14 交付決定の取消し等

補助金の交付を受けた学校法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) この補助金を本事業の目的以外の用途に使用したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

第15 関係書類の保存

補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、この補助金に関する書類を補助金の交付又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

第16 その他

この要綱に定める事項のほか、必要な事項は知事が別に定める。

1 この要綱は、平成18年5月30日から実施し、平成18年度分からの補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月27日から実施し、平成22年度分からの補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月24日から実施し、平成24年度分からの補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から実施し、平成26年度分からの補助金について適用する。

2 公立高等学校に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)附則第2条の適用により高等学校等就学支援金の支給についてなお従前の例によるとされた者に係る補助金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度分からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から実施し、平成29年度分からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月25日から実施し、平成30年度分からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から実施し、令和2年度分からの補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月25日から実施し、令和2年度分からの補助金について適用する。

2 令和2年度に限り、次のように適用する。

(1)第2(2)②の次に次のように加える。

③ 勤務又は自ら経営する会社等の経営状況の悪化、病気その他知事が認める特別な事情により、家計急変した者(ただし、総所得金額(保護者が二人いるときは、その全員の総所得金額を合算した額)が前年より2分の1以上減少する見込みの者に限る。)

(2)第7(2)②の次に次のように加える。

③ 第2(2)③に該当する場合

保護者等の家計急変を証明する書類

附 則

1 この要綱は、令和2年11月2日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。